

令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託仕様書
(楠小学校)

1. 事業の目的

学校における水泳授業については、学習指導要領において、小学校第1学年及び第2学年では「水遊び」、第3学年及び第4学年では「浮く・泳ぐ運動」、第5学年及び第6学年では「水泳」と示されており、天候に左右されない施設で行うことによる安定した授業数の確保と専門指導員がそれぞれの児童に合った実技指導を行うことによる児童の泳力向上を図ることを目的とする。

2. 対象校

①泉大津市立楠小学校

児童数 377人(32人)(カッコ内は支援学級在籍児童数で外数とする。)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
58名(1名)	70名(1名)	61名(5名)	57名(10名)	65名(8名)	66名(8名)

(児童数は令和7年度見込(事業実施期間中に増減あり))

※大阪府では35人学級が基準となるが、最終的な学級編成は未定

※支援が必要な児童についてはプールの中に入って教員が対応

3. 業務内容

- (1) 学校水泳授業における水遊び、浮く・泳ぐ運動、水泳運動の指導及び指導項目に対する評価業務
- (2) 対象校から受託者が所有または管理運営する水泳施設までの送迎業務(再委託を妨げない)
- (3) 指導内容等に係る教育委員会及び学校との打合せ等
- (4) 学校水泳授業の指導等に伴う資料作成及び報告書等の作成業務
- (5) 当該校における児童、教職員へのアンケートの実施と集計業務
- (6) その他本事業実施に必要な業務

4. 履行場所

- (1) 受託者が所有または管理運営する水泳施設
- (2) 対象校から受託者が所有または管理運営する水泳施設までの送迎路

5. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日とする。

6. 指導時間及び回数

1～3年生及び5～6年生 4回(1回指導時間50分)

4年生 5回(1回指導時間50分)(着衣泳1回を含む)

※4年生は、水泳授業全5回のうち1回、「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」(着衣泳)を

夏休み期間前に実施すること。

※スケジュールについては、教育委員会及び学校と協議の上決定すること。

7. 指導内容

指導内容は、【体育編】小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説の内容を基本とし、教育委員会が指定する指導項目をもとに指導を行い、その項目における評価を行うこと。

8. 指導方法

受託者において、児童を泳力に応じた複数のグループに分けたうえで、そのグループごとの指導を基本とし、各グループにはインストラクターを 1 名以上配置し、水泳指導にあたること。

安全面に十分考慮し、常時 2 名の監視員を配置すること。

※当初のグループ分けについては、市が指定する様式に基づいて行う事前泳力調査を踏まえて、学校と協議の上決定すること。

※授業を行っていく上でのグループ間の移動は学校と協議の上決定すること。

9. 施設

(1) プールは衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。

(2) プールの大きさは、縦 25m、横 7 m 以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設であること。

(3) 水深は 0.9m～1.2m の範囲とし、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。

(4) 効果的な指導が行えるよう、必要に応じてコースロープ等により、区切りを設けることができること。

(5) 体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

(6) 緊急時に A E D が使えるよう準備をしておくこと。

(7) 更衣室は着替えのための必要なスペースが十分に確保されているとともに、男女別に加え、多様な児童に対応できるスペースを確保していること。入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

(8) 水泳指導に適切な空調管理及び水温管理を行うこと。

(9) 指導の際に用いる用具は、必要に応じて受注者が用具の提供を行うこと。（ビート板、プールフロア等）

10. 移動手段

(1) バス等による移動

実施水泳施設から道のり 500m を超える位置に所在する学校については、児童等及び教職員をバス等にて送迎すること。

(2) 徒歩による移動

実施水泳施設から道のり 500m 以内に所在する学校については、学校教職員の誘導による徒歩移動とする。

11. その他

(1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(2) 水泳指導の流れ

①事前打合せ

教育委員会及び学校と受託者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打合せを行うこととする。打合せの場所については、学校と受託者が協議の上決定する。

②実施

学校と受託者が適宜打合せを行い、安全で効率的な指導を行うこと。

③報告

受託者は、1回の指導実施毎に指導員日誌を記載し、指導にあたったインストラクターは、指導内容等を記録すること。

受託者は、学校水泳指導の全日程終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

(3) 支援が必要な児童への対応は学校と協議の上決定すること。

(4) 気象警報等による当日の中止判断は、対象校から受託者に連絡するものとする。

(5) 当初の計画通りに授業を行えなくなった場合は、対象校と受託者で協議の上決定すること。

(6) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。

12. 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起きた場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。

なお、以下の場合には、受託者が責任を負うこと。

(1) 水泳指導中の事故について、受託者の故意又は重過失のために児童に対し事故が発生した場合

(2) 施設の不適合のために児童及び職員に対し事故が発生した場合

(3) 水泳指導のための移動中に、受託者の故意又は重過失による事故が発生した場合